

東部療育通信-2023年12月号-

入所と地域の障害児(者)の生活を支援するメールマガジン

発行東京都立東部療育センター<http://www.tobu-ryoiku.jp/>

日頃より東部療育センターのメールマガジンをお読みいただき、誠にありがとうございます。
ます。

「東部療育センターの防災体制」について

東部療育センターが立地する首都圏では、今後30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生すると予測されています。地震の他にも、台風や豪雨による水害や、火災に対する備えを怠らず、利用者が安心・安全に生活できるよう、東部療育センターでは様々な防災のための取組を実施しています。

1 地震への備え

当センターの建物の構造は、昭和56年に導入された新耐震基準を充たす鉄骨鉄筋コンクリート造であり、震度6強程度の大地震でも、建物が倒壊・崩落しないレベルの耐震性が有ります。また、窓ガラスには飛散防止フィルムを張っています。

地震が発生した際は、災害時対応マニュアルに従って、利用者を窓から遠ざけ、安全確保を図ります。また、火災発生の際には備え安全確認を行うほか、余震や停電に備えてポータブル発電機の準備を行います。

2 火災への備え

地震のような自然災害と異なり、火災は予防が肝心です。

このため、当センターでは、毎月、各部門において防災設備・非常用物品の点検を行っています。点検では、消火器が指定の場所に設置されているか、コンセントに埃が付着していないか等の点検に加え、ヘルメット等の非常用物品の確認も行っています。

建物は耐火構造で、カーテン類も不燃性の製品を使用しています。また、全館にスプリンクラーが設置されており、火災発生時には作動して確実に消火できます。

火災発生時の行動は、①初期消火、②通報、③避難誘導が基本です。センター内には随所に消火器が設置されており、火災時には応援職員も駆け付けて初期消火を実施するとともに、利用者を火元から遠ざけます。避難・誘導は火災が発生した防火区画の外、出火地点から遠いテラスやバルコニーへ水平避難し、消防隊の到着を待ちます。

一般的に火災の避難は、煙に巻かれないよう下の階へ降りて建物外に避難する（垂直避難）とされていますが、利用者の障害特性を考慮して水平避難を行います。当センターには自動火災通報装置が設置されており、鳴動時には迅速に消防隊が駆け付けてくれます。

3 水害への備え

気象予報の精度が向上し、台風や集中豪雨の正確な情報が提供されるようになりました。突発的に発生する地震とは異なり、水害は2、3日前からの事前準備が可能です。センターでは地震発生時のBCP（事業継続計画）を基に、水害対応のBCPを作成中です。

これにより、水害発生予測の段階から災害対策本部を立ち上げ、通所・外来の中止、カルテや薬剤・備蓄品等の上階への移動を行うこととしています。

また、地震発生後の津波被害や台風による高潮の被害が想定される場合は、1階通所の利用者や外来利用者を2階以上の上階へ避難誘導します。停電によりエレベーターが利用できない場合、自力で上階避難できない利用者は、職員がペアを組んで簡易救護担架（ベルカ）を利用して上階へ搬送します。

センターの自家発電装置の主装置は1階にあるため、万一、水害が発生した場合の電源確保のため、機械棟屋上に非常用発電機を設置しているほか、各病棟にもポータブル式発電機を配置しています。

4 日常の取組

災害に備える体制として「防火・防災対策委員会」と委員会の下部組織である「防災プロジェクトチーム」を設置し、防災対策について検討しています。また、年2回の総合防災訓練（9月は地震、3月は火災を想定。）に加え、各病棟と通所等での個別訓練を計10回実施し、訓練を通じて見つかった課題を防災プロジェクトチームで検討し、災害対策マニュアルの改定に繋げています。

災害は、いつ起こっても不思議ではありませんが、今後も研修・訓練を通じて、利用者の安全・安心な生活を守るよう努めてまいります。

事務次長 三木明香

今回のメールマガジンはいかがでしたでしょうか？

ご意見・ご要望等ございましたら、遠慮なくお寄せください。

｜ I ｜ N ｜ D ｜ E ｜ X ｜

1：施設概要のページへ

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/>

2：ご利用案内のページへ

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/guide/>

3：施設開放サービス

→http://www.tobu-ryoiku.jp/service/opening_service.html

| 施設概要

●東京都立東部療育センターは、重症心身障害児(者)の医療と療育を総合的に行う施設です。

●少子化が進行する中であっても、心身障害児(者)は減少しておらず、また、障害の程度は重度・重症化しています。更には、家族が高齢となったため家族介護が困難で施設入所を希望している方も増えています。

●一方で、できる限り住みなれた地域で在宅の療育を望んでいる障害者や家族の方達は多く、その支援の充実を図ることが一層必要となっています。このような状況に対応するため、重症心身障害児(者)施設が整備されていなかった区東部地区に設置することにしました。

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/>

◆このメールはmsw_trc@mtrc.jp のアドレスより配信しております。

◆送信アドレスは配信専用です。お問合せやお手続きは下記よりお願いします。

東部療育通信

発行：東京都立東部療育センター<http://www.tobu-ryoiku.jp/>

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂3-3-25

TEL 03-5632-8070 / FAX 03-5632-8071

E-mail msw_trc@mtrc.jp

●配信がご不要の方は、下記URL にアクセスして下さい

<https://www5.webcas.net/gs/p/delete-user>
